第１回民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領検討会

◆日程：令和８年 10 月 26 日（月）
９時 30 分～11 時 30 分

◆場所：愛媛県庁第二別館 10 階 1004 会議室

◆検討会次第

１．　開会

２．　議事

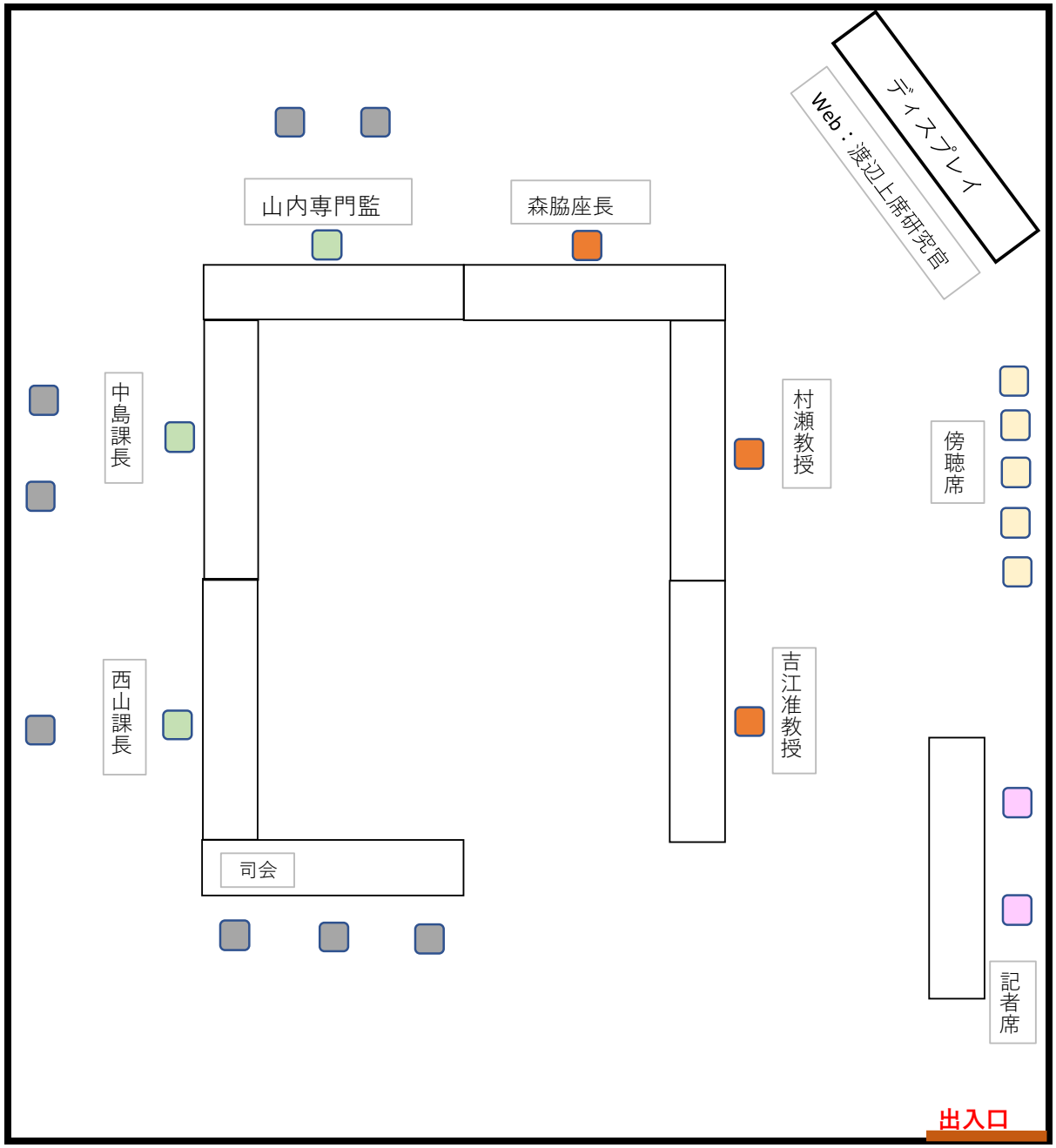
（１）これまでの検討経緯

（２）民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領（素案）の説明

（３）民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領（素案）の審議

３．　閉会

藻場造成　第１回検討会　会場レイアウト（案）



	Web参加	1人
	学識経験者	3人
	行政	3人
	傍聴	10人
	報道※未定	2席
	事務局（随行含む）	12席

【構成員名簿】

民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領検討会

区　分	所　　属	職　　名	氏　　名
学識経験者	愛媛大学大学院 理工学研究科	教授	森脇　亮
	愛媛大学大学院 先端研究院	准教授	吉江　直樹
	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校	教授	村瀬　昇
	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所	上席研究官	渡辺　謙太
行政機関の職員	愛媛県県民環境部環境局	環境技術専門監	山内　昌博
	愛媛県農林水産部水産局 水産課	課長	中島　昭里
	愛媛県土木部河川港湾局 港湾海岸課	課長	西山　誠司

民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領検討会開催要綱

（趣旨）

第１条　漁業協同組合等の民間団体による愛媛県の海を管理する条例（平成７年愛媛県条例第５１号。以下「条例」という。）第２条に規定する普通海域における大規模な藻場造成事業の実施を目的とした条例第３条第１項第３号の行為の許可の申請に係る審査要領の作成に関し、専門的知識を有する者等の意見を聴くため、「民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（構成）

第２条　検討会の構成員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

２　検討会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

３　座長は、会務を総理する。

４　座長に事故があるとき、又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。

（会議）

第３条　検討会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。ただし、第１回の会議については、知事が招集する。

２　構成員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その指名する者を代理出席させることができる。

３　会議は、総数の過半数に当たる構成員及び代理の出席をもって成立する。

４　座長は、必要があると認めるときは、関係する者に会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。

（情報公開）

第４条　会議は、原則として公開する。ただし、当該会議を公開することにより公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合など、会議を非公開にする必要があると座長が認めたときは、非公開とする。

２　会議における配布資料の公開又は非公開の判断は、第６条の庶務を処理する愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課が行う。この場合において、配布資料の作成者が愛媛県以外の者であるときは、あらかじめ、当該作成者に協議するものとする。

（解散）

第５条　検討会は、第１条の趣旨が達成されたときに解散する。

（庶務）

第６条　検討会の庶務は、愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が構成員に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和８年９月２日から施行し、第１条の趣旨が達成されたときにその効力を失う。